

○ 石川県警察山岳遭難救助隊設置運営要綱の制定について（通達）

令和2年3月18日地甲達第31号
石川県警察本部長から部課署長宛て

対号1 平成3年8月7日付け外発第493号「石川県警察山岳遭難救助隊設置要綱の改正について（通達）」

対号2 平成18年7月6日付け地甲発第80号「石川県警察山岳遭難救助隊設置要綱の一部改正について（通達）」

今般、別添のとおり「石川県警察山岳遭難救助隊設置運営要綱」を制定し、令和2年4月1日から施行するので事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は令和2年3月31日をもって廃止する。

石川県警察山岳遭難救助隊設置運営要綱

第1 目的

この要綱は、石川県警察山岳遭難救助隊（以下「山岳救助隊」という。）の設置及び運営について必要なことを定める。

第2 設置

生活安全部地域課（以下「地域課」という。）に山岳救助隊を置く。

第3 任務

山岳救助隊は、次に掲げる活動を任務とする。

- 1 山岳遭難者の捜索、救出及び救護活動
- 2 山岳遭難の防止に関する活動
- 3 その他警察本部長（以下「本部長」という。）が特に命じた活動

第4 編成

山岳救助隊は、隊長及び隊員をもって構成し、その編成は「石川県警察山岳遭難救助隊編成表」（別表）のとおりとする。

第5 隊員の指定

- 1 本部長は、警察署長及び警察本部の課・校・隊長（以下「警察署長等」という。）から推薦を受けた候補者の中から、隊員を指定する。
- 2 警察署長等は、所属職員の中から山岳救助隊員として適格性を有する者を推薦しなければならない。
- 3 隊員の指定は、指定書をもって行う。

第6 出動要請

警察署長は、山岳救助隊の出動を必要と認めるときは、その理由を明らかにして生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）を經由し本部長に要請する。

第7 出動

- 1 本部長は、前記の出動要請等を受理し、出動の必要があると認めたときは、山岳救助隊の出動を命ずる。
- 2 警察署長等は、前項の出動命令があったときは、速やかに所属の隊員を派遣しなければならない。
- 3 出動した隊長及び隊員は、出動地域を管轄する警察署長の指揮の下に活動する。

第8 地域課長の責務

- 1 地域課長は、本部長の命を受け、警察署長、関係機関、団体等の連絡調整及び装備資器材の整備充実に努めるほか、山岳救助隊の効果的な運用に努めなければならない。

- 2 地域課長は、隊長を指揮して山岳救助隊全般の状況を掌握し、山岳救助隊の運用に関して責任を負う。

第9 警察署長の責務

- 1 警察署長は、平素から管内の山岳遭難の実態を把握し、
 - 救助計画の策定
 - 本部への報告及び救助協力者との連絡等の救助体制を確立しなければならない。
- 2 警察署長は、捜索現場の現地本部等に署地域課長等の警察署幹部を速やかに派遣するとともに、出動要請に基づき派遣された山岳救助隊を指揮して、迅速的確な救助活動を実施する。
- 3 警察署長は、現地本部等に派遣した警察署幹部をして、市町、消防等の関係機関、山岳関係者との緊密な連絡及び協調を図るとともに遭難者の家族等の対応をしなければならない。

第10 隊長の責務

- 1 隊長は、地域課長の命を受け隊員を指揮し、効果的な救助活動を行うとともに、山岳救助隊の指導訓練に当たる。
- 2 出動要請に基づき出動したときは、所轄警察署長の指揮の下、迅速適確な救助活動を実施するとともに、二次遭難等の事故防止に努めなければならない。

第11 隊長及び隊員の心構え

- 1 隊長及び隊員は、平素から体力の錬成・技術の習得に努めるとともに、出動に当たっては、一致団結してその目的を達成するよう最善を尽くさなければならない。
- 2 隊長及び隊員は装備資器材の正しい使用方法を習熟するとともに、その強度、弱点、特性等の研鑽及び新規装備等の研究開発に努める。

第12 教養訓練

- 1 隊長は、山岳救助隊の登山技術等の向上を図るため、必要により隊員を招集し、教養訓練を行う。
- 2 山岳救助隊の合宿訓練を年1回以上実施するほか、ホイスト装置活用による救助訓練等を随時行う。

第13 その他

本要綱で定めるもののほか、山岳救助隊の活動等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表省略)